

## 「ICT地域活性化懇談会」 開催要綱

### 1 目的

本懇談会は、人口減少・高齢化、雇用機会の減少等、様々な課題を抱える地域社会において、ICT（情報通信技術）の持つ潜在力の発揮による課題解決が期待される中、我が国におけるICTの利活用が立ち後れている現状を踏まえ、地域の自主性と自立性を尊重しつつ、ICTを軸として、地域が自ら考え実行する「地域自立型」の地域活性化を総合的に推進するため、ICTによる地域活性化の在り方を検討することを目的とする。

### 2 名称

本懇談会は、「ICT地域活性化懇談会」と称する。

### 3 検討事項

- (1) 地域におけるICT利活用推進体制の在り方
  - ・ 地域主体のICT利活用の推進と国の役割 等
- (2) 重点分野における利用者（地域住民）本位のICT利活用の推進方策
  - ・ 医療・介護、災害対策等における地域の安心・安全の強化
  - ・ 地場産業、観光産業の振興等の推進
  - ・ 農林水産業の情報化の推進
  - ・ 高齢者・障がい者等の社会参画の推進 等

### 4 構成及び運営

- (1) 本懇談会は、総務大臣の懇談会として開催する。
- (2) 本懇談会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本懇談会に座長を置き、総務大臣があらかじめ指名する。
- (4) 座長は、本懇談会を招集し、主宰する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、あらかじめ座長代理を指名することができる。
- (6) 座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本懇談会を招集し、主宰する。
- (7) 座長は、本懇談会の検討を促進するため、「地域懇談会」及び「公開ワークショップ」を開催することができるほか、必要に応じて検討の場を設けることができる。
- (8) その他、本懇談会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

### 4 開催期間

本懇談会の開催期間は、平成23年1月から6月までを目途とする。

### 5 庶務

本懇談会の庶務は、情報通信国際戦略局情報通信政策課及び情報流通行政局地域通信振興課において行う。